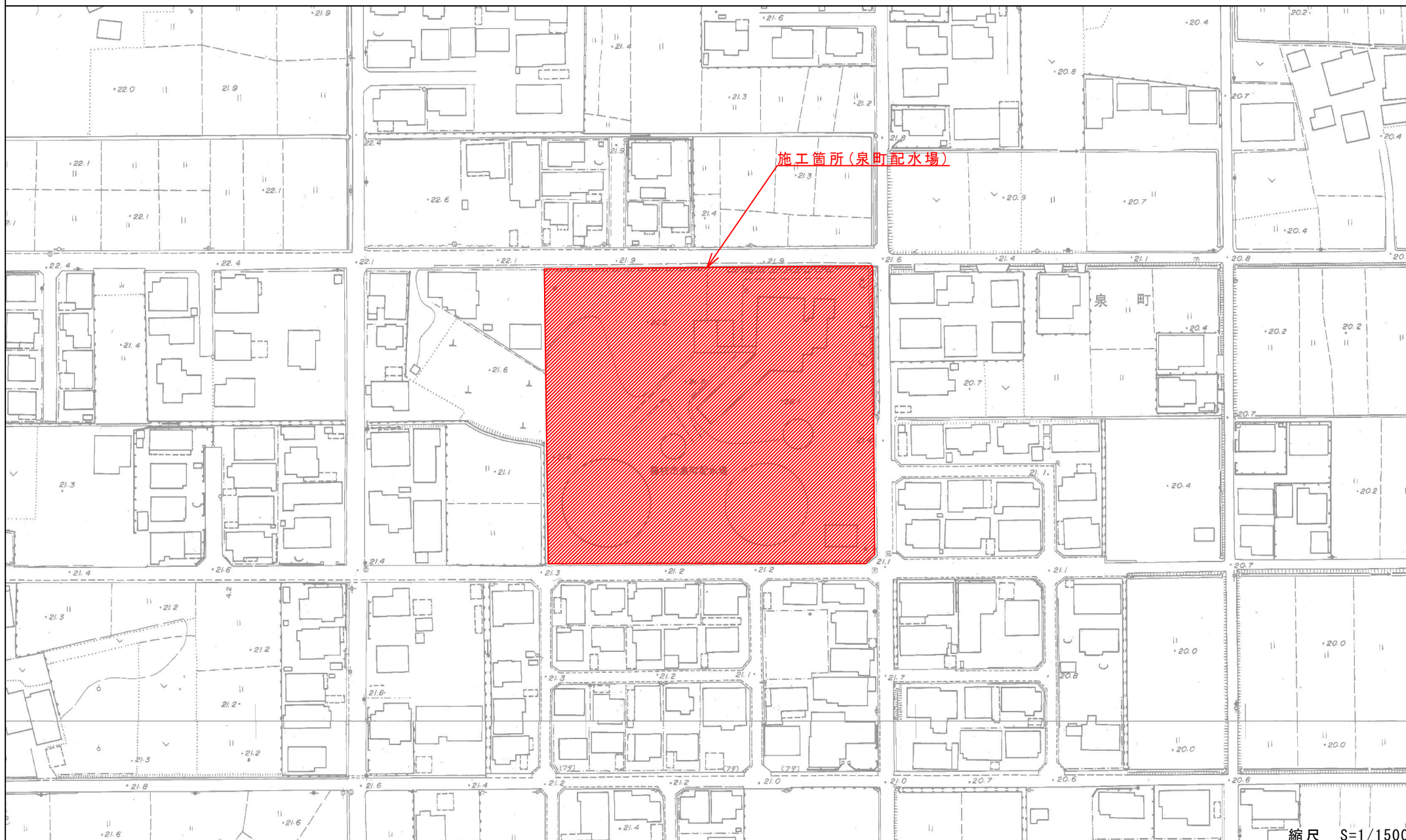


年 度	令和 8 年 度	設 計 令和 8年 6月	設 計 者 氏 名	
			調 査 改 算 者 氏 名	
泉 町 配 水 場 東 部 幹 線 配 水 流 量 計 設 置 工 事				
路 線 名 (河 川 名)				
工 事 箇 所 藤 枝 市 泉 町 地 内				
工 事 概 要 配 水 流 量 計 N = 1 式				

施工箇所位置図



本 工 事 費 内 訳 表									
費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 位	金 額		摘 要
							全 体	特殊二次製品	
本 工 事 費							円	円	
	配 水 流 量 計 設 置 工 事								
		機 器 費		式	1.0				第1号明細書
		直 接 工 事 費							
			材 料 費	式	1.0				第2号明細書
			労 務 費	式	1.0				第3号明細書
			直 接 経 費	式	1.0				第4号明細書
			輸 送 費	式	1.0				
			仮 設 費	式	1.0				
			（ 小 計 ）						
		間 接 工 事 費							
			共 通 仮 設 費	式	1.0				
			現 場 管 理 費	式	1.0				
			据 付 間 接 費 （ 技 術 者 ）	式	1.0				
			据 付 間 接 費 （ 機 器 ）	式	1.0				

第 1 号表 機 器 費 一 式 明 細 書

[illegible]

第 2 号表 材 料 費 一 式 明 細 書

[illegible]

第 3 号表 勞 務 費 一 式 明 細 書

[illegible]

第 4 号表 直接経費 一式 明 細 書											
名 称	品 種	形 状 寸 法		単 位 数 量	員 数	単 位 式	数 量	単 価	金 額	摘 要	
		長	厚・巾(末口)								
機 械 経 費							1.0				
合 計											

泉町配水場東部幹線配水流量計設置工事

特記仕様書

第1章 一般事項

1. 適用

この仕様書は、泉町配水場東部幹線配水流量計設置工事に適用する。

2. 概要

本工事は、泉町配水場の場内において、泉町東部幹線の配水流量を測定するための電磁式流量計を設置することを目的とする。

なお、当該東部幹線は、令和元年度に布設替えが完了しているものであり、この新配管上に新たに配水流量計を設置する。

旧東部幹線から新東部幹線への配管切替は、将来計画であるため、計装回路の切替は、本工事内では行わない。ただし、将来の切替作業が円滑に行えるよう、機器類は正規の位置に据付け、合理的な配線を行い、また試験調整を行う。

また、現在供用中の旧東部幹線に設置している超音波式流量計（検出器及び変換器）は、運用可能かつ撤去が容易な状態で残置するものとする。

3. 施工箇所

藤枝市 泉町 地内

4. 施工の原則

本工事は契約書、設計図面並びに仕様書に基づいて監督員の指示に従い、誠実に施工しなければならない。

5. 法令・条例に基づく手続き

本工事に関係ある法令及び条例、規則を遵守し、必要な届出及び手続きなどは受注者が遅滞なく行うこと。

6. 既設工作物の保護

作業中は既設工作物に支障を及ぼさないよう、必要な保護手段を講じなければならない。もし既設工作物に支障を与えた場合、又は、やむを得ず一時撤去などの必要を生じた時は、監督員に報告のうえ管理者の承認を受けて適当な処置をとらなければならない。

7. 現場発生品

本工事にて発生する発生材については監督員と十分な協議を行い、関係法令に基づき受注者の責任において適正に処理処分を行うものとする。

8. 就業時間

原則として、平日の8時30分から17時00分までとする。

但し、工事施工の都合上、就業時間の延長、夜間作業、あるいは土日曜日及び祝日などの作業を必要とする場合は、予め監督員の承認を得なければならない。

9. 受注者の負担

次の各号に掲げる費用は受注者の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書、図面又は仕様書に無くても、施工上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。
- (2) 軽微な事項で施工上障害となる物の撤去費用及び工事によって発生した不用物件の片付けに要する費用。
- (3) 施工により第三者に与えた損害で受注者の責に帰すべきものの賠償に要する費用、及び施工により既設工作物に与えた損傷の復旧に要する費用。
- (4) 各種試験検査に要する費用。
- (5) 軽微な補修塗装に要する費用。
- (6) 完成図書、報告書、写真などに要する費用。
- (7) 軽微な事項で施工中の危険防止に要する事項。

10. 提出書類

受注者は建設工事執行規則による書類の他、下記の書類を提出すること。尚、その他の監督員が指示するものも指定期日までに提出すること。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 写 真 | 1 部 |
| (2) 承認図 | 1 部 |
| (3) 完成図書 | 2 部 |

11. 後片付け

作業箇所及び不用品収集場所は常に整理整頓を実施するとともに、毎日の片付けと清掃を行うものとする。

12. 保証期間

本工事によって設置された装置の保証期間は、正式引渡し日から2年間とする。保証期間中に生じた設計、施工及び材質、構造上の欠陥による破損、故障等は受注者の負担において速やかに補修、改造、取替を行うこと。ただし、天災等の不測の事故に起因する場合

はこの限りではない。

1 3. 安全対策

本工事の施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法及び関係法令等を遵守し、作業者の安全確保を徹底するとともに施工箇所周辺に影響が生じないようにすること。

1 4. 適用規格

本工事に特に記載のない事項は、次の規格を適用する。

- (1) 日本工業規格（JIS）
- (2) 日本標準規格（JES）
- (3) 日本水道協会規格（JWWA）
- (4) 電気学会電気規格調査会基準規格（JEC）
- (5) 日本電気工業規格（JEM）
- (6) 機械設備工事共通仕様書
- (7) 電気設備工事共通仕様書
- (8) 土木工事共通仕様書
- (9) その他関係諸法規

第2章 機器仕様書

1. 電磁流量計

①検出器

- | | | |
|-----|---------|-------------|
| (1) | 口 径 | φ 500mm |
| (2) | フ ラ ン ジ | 7.5k 上水フランジ |
| (3) | 測 定 流 体 | 水道水 |
| (4) | 測 定 方 式 | 電磁式 |
| (5) | 面 間 | 600mm |

※面間は、上記を標準とするが、面間調整用伸縮短管(下記節番号2.)の設計・製造・調整によって、当該流量計の据付が可能となるのであれば、他の面間であってもよい。

- | | | |
|-----|-----------|---|
| (6) | 材 質 | ・ケ ー ス:炭素鋼等の堅牢な材質であること
・電 極:SUS316L 等の耐腐食性に優れた材質であること
・ライニング:PTFE 等のライニングを有すること |
| (7) | そ の 他 仕 様 | 水中仕様 |

②変換器

- | | | |
|-----|---------|---|
| (1) | 出 力 信 号 | アナログ 4-20mA DC |
| (2) | 流 量 レンジ | 0~2,500 m ³ /h (流量レンジは任意設定可能であること) |
| (3) | 表 示 | ・瞬時流量計測値(m ³ /h)
・計測状態、自己診断機能等の表示 |
| (4) | 精 度 | スパンの±0.5%以下または±1.0mm/s 以下
※上記精度は、検出器と変換器の組合せ精度とする。 |
| (5) | 電 源 電 圧 | AC100V 60Hz |

③付属品

- ・信号ケーブル(検出器～変換器の接続用, L=60m 程度)
- ・アースリング
- ・据付金物
- ・その他付属品
- ・取扱説明書

2. 面間調整用伸縮短管

- | | | | | | |
|-----|---|---|--------------------|---|-------------|
| (1) | 口 | 径 | φ 500mm | | |
| (2) | フ | ラ | ン | ジ | 7.5k 上水フランジ |
| (3) | 面 | 間 | 500mm±(伸縮長)25mm 程度 | | |
- ※面間は、上記を標準とするが、電磁流量計(上記節番号1.)の面間が当該標準面間と異なる場合は、1,100mm から電磁流量計の面間を減じた寸法とすることができる。
- ※工事請負契約締結後、設計照査等をもとに、面間および伸縮長を変更することがある。
- | | | | | |
|-----|--------|---|----------------------------|--|
| (4) | 離脱防止機構 | 伸縮部は、面間調整後にこれを一体化することができる離脱防止機構(タイボルト等)を有すること | | |
| (5) | 材 | 質 | ステンレス等の堅牢かつ耐腐食性を有する材質であること | |
| (6) | その他仕様 | 配管完了後にエア抜きをするためのドレンプラグ等を有すること | | |
| (7) | 付 | 属 | 品 | <ul style="list-style-type: none">・据付金物・その他付属品・取扱説明書 |

障害者差別解消法等に基づく差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供についての留意事項に関する特記事項

(受注者の責務)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定）第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

遠隔臨場の実施に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

（定義）

第1条 遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。

（適用）

第2条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等により映像及び音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことをいう。

（実施方法）

第3条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

（1）事前調整

受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（2）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第4条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（1）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（2）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認項目欄又は検査依頼書の検査の種類欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

（3）立会・段階確認、検査の実施

受注者は、所定の日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場で確認を実施するものとする。

（4）立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

（機材等の手配・仕様）

第5条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- (2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。
- (3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第6条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

情報共有システム（ASP）の活用に関する特記仕様書

第1条（情報共有システムの活用）

本工事は、発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム(ASP)の対象工事である。実施にあたっては「藤枝市における情報共有システム活用要領」及び「藤枝市における情報共有システム活用の手引き」に基づき実施する。受注者は、情報共有システムの利用の有無を発注者と協議し決定する。利用する場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第2条（システムの選定）

受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、発注者と協議し承諾を得なければならない。利用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- ・「土木工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 （最新版）

（国土交通省）

- ・「建築・建築設備工事」の場合

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編 （最新版）

（国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課施設評価室）

第3条（利用契約）

発注者及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数やワークフロー機能の対象者等については、「事前協議チェックシート」に基づき、担当監督員と協議するものとする。

第4条（費用負担）

情報共有システムを利用する発注者及び受注者の費用は、情報共有システムへの登録料及び使用料であり、設計図書における経費のうち、共通仮設費の率分（技術管理費）に含まれるものとし、受注者の負担とする。

工事写真の電子データに関する特記仕様書

第1条（工事写真の提出）

当該工事（以下「本工事」という。）の工事写真を電子データの対象とするか否か、受注時に発注者、受注者協議の上、選択できるものとする。対象とした場合に必要な事項を以下のとおり定める。

第2条（工事写真）

工事写真は「写真管理基準」により撮影したものを指す。

第3条（電子データの作成）

電子データは、国土交通省版の「デジタル写真管理情報基準」に基づいて作成するものとする。

第4条（提出方法）

納品は要領に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出する。

なお、納品の際には事前にエラーチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで納品するものとする。

第5条（定めなき事項）

本仕様書および共通仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、必要に応じ監督員と協議するものとする。

藤枝市週休２日工事（土木工事）特記仕様書

（目的）

第１条 本特記仕様書は、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場における休日確保型工事の実施に伴い必要となる経費を適切に計上することにより、週休２日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境の改善を目的とする。

（用語の定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日（後片付け期間を除く。）までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇（６日間）、夏季休暇（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (2) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
- (3) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が 28.5% 以上の場合を 4 週 8 休以上とする。
- (4) 週休２日 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (5) 完全週休２日（土日） 対象期間のすべての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、予めこれに代わる定休日を設定できるものとする。
- (6) 月単位の週休２日 対象期間の全ての月において、週休２日の状態をいう。
ただし、土曜日、日曜日の日数の割合が 28.5% に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。
- (7) 通期の週休２日 対象期間の現場閉所率が 28.5% 以上の状態をいう。

（費用の計上）

第３条 週休２日工事の費用計上は、対象期間中の現場の閉所状況に応じ、静岡県が定める「週休２日推進工事積算要領」の規定に準じ、補正係数を乗じて行うものとする。

（実施方法）

第４条 週休２日工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施

工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度、変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料の提出を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、規程の現場閉所を行ったと認められない場合には、静岡県週休2日推進工事（土木工事）実施要領の規定に準じ、現場閉所率に応じた費用計上による減額変更契約を行うものとする。

（工期設定の条件）

第5条 設定された工期に見込まれている特記事項は、次のとおりとする。

- (1) 雨休率 休日と降雨降雪及び猛暑日数の年間の発生率をいう。この場合において、休日は、日曜日及び土曜日、祝日、年末年始休暇（6日）並びに夏季休暇（3日）とし、降雨降雪及び猛暑日数は地域ごとに算出が困難なため、「0.9」とする。

ただし、猛暑期間（6月～9月）外の工事については、猛暑日を考慮しない雨休率「0.8」とする。

- (2) 工事の性格 () 日
- (3) 地域の事情 () 日
- (4) 自然条件 () 日
- (5) その他 () 日